

福祉避難所開設・運営マニュアル

令和元年 6 月

山陽小野田市

目次

第1章 はじめに

1	本マニュアルの目的	1
2	福祉避難所とは	1
3	対象となる方	1
4	開設期間	1
5	開設の流れ	2

第2章 平常時における取組

第1節 市の取組

1	福祉避難所の指定	3
2	福祉避難所の対象となる方の把握	3
3	福祉避難所の周知	3
4	福祉避難所の物資・器材、人材、移送手段の確保	3
5	社会福祉施設及び医療機関等との連携	4
6	福祉避難所の運営体制の事前整備	4
7	福祉避難所の設置・運営訓練等の実施	4

第2節 協定締結法人等の取組

1	市との連絡体制の確保	5
2	福祉避難所の整備	5
3	職員に対する普及啓発及び訓練等の実施	5

第3章 災害時における取組

第1節 市の取組

1	福祉避難所対象者の把握	6
2	福祉避難所の開設	6
3	福祉避難所の設置・運営に係る費用	6
4	介助員等の確保	7
5	必要物資の確保	7
6	福祉避難所の統廃合及び閉所	7

第2節 福祉避難所設置・運営協定締結法人等の取組

1	福祉避難所の開設	8
2	福祉避難所の運営	8
3	福祉避難所における要配慮者の支援	9
4	福祉避難所の統廃合及び閉所	9

<資料集>

資料1	Q & A	12
資料2	様式集	15
資料3	福祉避難所一覧	26
資料4	協定書	27
資料5	関係機関緊急連絡先一覧表	30

第1章 はじめに

1 本マニュアルの目的

近年、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨などの災害では、高齢者や障がい者等の要配慮者に被害が集中する事例が多く見受けられます。

災害時における要配慮者の避難生活場所については、在宅、指定避難所、福祉避難所、緊急施設入所・医療機関への入院等が考えられますが、身体状況等の変化に応じて在宅や指定避難所から福祉避難所へ、また、介護施設等への緊急入所・入院等を図るなど適切に対応する必要があります。

本マニュアルは、災害時に福祉避難所が円滑に開設・運営できるよう、平常時における取組及び災害時における取組について示しており、福祉避難所の開設から閉鎖までの基本的な事項等をまとめています。

今後も実効性のあるマニュアルとなるよう、市地域防災計画等との整合を図りつつ適宜見直しを行っていきます。

2 福祉避難所とは

福祉避難所とは、高齢者や障がいのある人、妊産婦など、一般の避難所での生活に支障を来し、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方（以下、「要配慮者」という。）を対象に開設する避難所をいいます。

福祉避難所は、避難スペースの確保や人員体制等が整い次第開設するため、発災後3日目を目途に開設することを基本としています。そのため、発災直後から避難者を受け入れることは原則できません。

3 対象となる方

福祉避難所の対象者は、原則として要配慮者のうち、介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者及びその家族（原則1名）が対象です。

4 開設期間

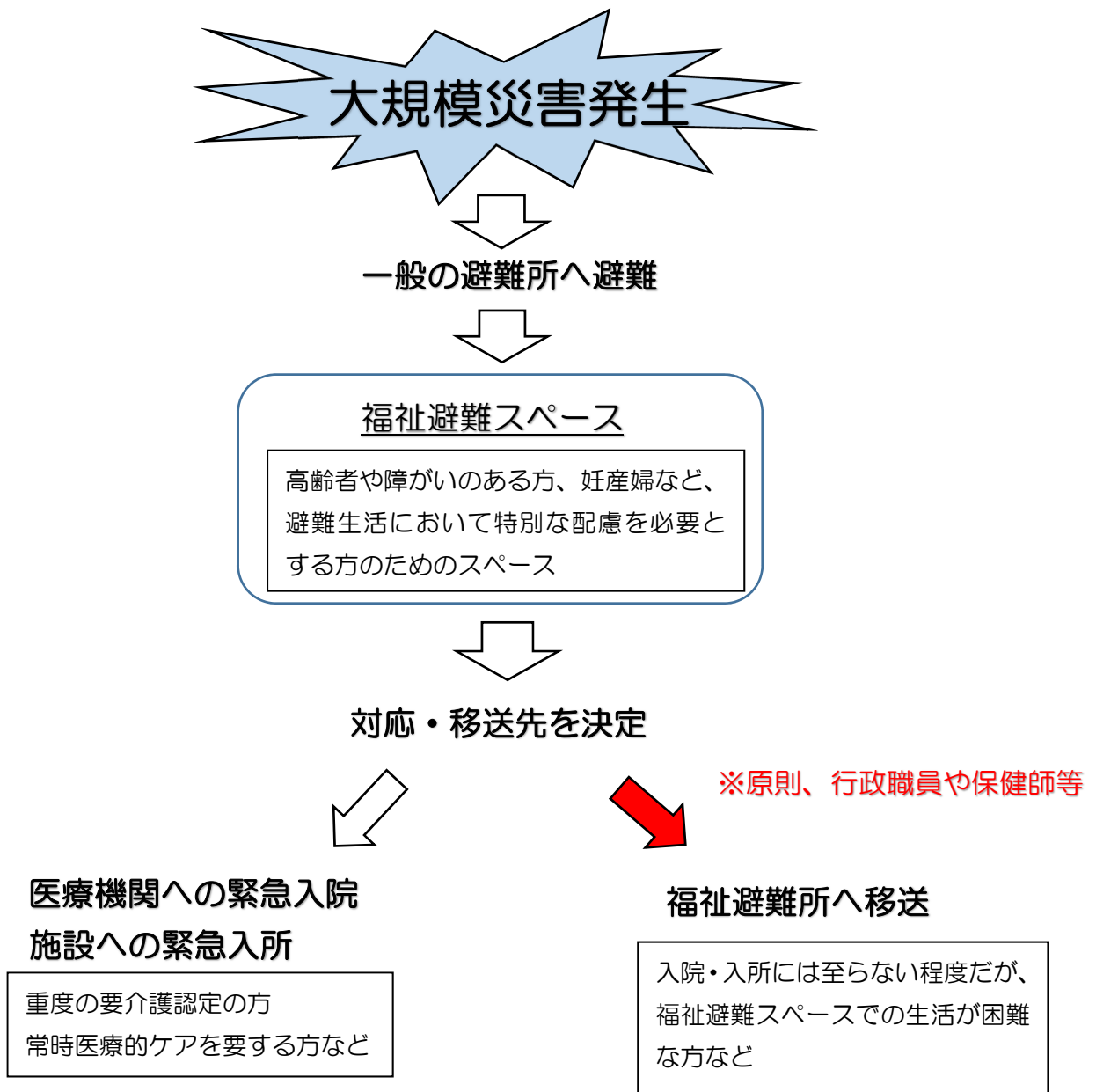
災害救助法及び協定書では、福祉避難所の開設期間は原則として、災害発生日から7日以内としています。災害の状況等により市と施設で協議の上、期間を決定するものとします。

このマニュアルは、発災からおおむね3週間目以降（安定期）に、福祉避難所の閉鎖に入ることを想定して作成しています。

5 開設の流れ

- (1) 発災直後は、まず身の安全を確保するため、一般の避難所（学校や公民館等）に避難します。
- (2) 一般の避難所において、保健師等によるスクリーニング等の所見に基づき、災害対策本部（災害救助部）が福祉避難所の受入れを調整し、福祉避難所へ移送が必要な対象者を決定します。
- (3) 福祉避難所の受入体制が整ったところで、対象者を家族等の支援により福祉避難所に移送します。移送手段がない場合は、市と協定締結法人等で調整して移送支援を行います。

【発災から避難までの流れのイメージ】



第2章 平常時における取組

第1節 市の取組

1 福祉避難所の指定

災害発生時に避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者を受け入れるため、バリアフリー等に対応し、避難所としての機能を有している市内の社会福祉施設等を福祉避難所として指定します。

福祉避難所として指定する場合は、当該施設管理者との間で協議し、「災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書」を締結します。

2 対象となる方の把握

指定避難所に避難した方のうち、身体等の状況や医療面でのケアの必要性から施設や病院等への入所・入院するに至らない方であって、指定避難所における避難生活が困難だと思われる方を福祉避難所受入れの対象とします。

3 福祉避難所の周知

災害時に要配慮者への支援をスムーズに行うため、福祉避難所に関する情報を市のホームページや広報誌等で広く住民に周知します。特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、民生委員等に対して、周知徹底に努めます。

4 福祉避難所の物資・器材、人材、移送手段の確保

(1) 物資・器材の確保

協定締結法人等との間で必要物資の洗い出しを行うとともに、市の保有する物資や市が締結している「災害時における物資の供給等に関する協定」等により対応できる必要物資を把握しておきます。

(2) 人材の確保

福祉避難所利用対象者の避難生活を支援するために必要となる、専門的な人材（保健師、看護師、薬剤師、介護福祉士、ヘルパー、ケアマネジャー等）の確保に関して関係団体・事業者等との協定を締結するなど、災害時等において人的支援を得られるよう連携に努めます。

(3) 移送手段の確保

市の指定避難所から福祉避難所への移送は、原則として福祉避難所利用対象者の家族又は支援者が行うこととします。

なお、福祉避難所利用対象者の状態等に応じて、福祉避難所施設所有の福祉車両等を手配するなど、適切な移送手段を確保します。

5 社会福祉施設及び医療機関等との連携

(1) 福祉避難所の設置・運営に係る連携強化

福祉避難所の設置・運営及び緊急入所等をスムーズに行うには、専門的な人材の確保や福祉機器等の調達、社会福祉施設及び医療機関等の協力が必要不可欠であることから、様々な機会を通じて連携を図ります。

(2) 緊急入所等の対応

福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、専門的な施設への緊急入所等の対応が必要となる場合があることから、市はあらかじめ把握する緊急入所等が可能な施設と協議・連携を図ります。

6 福祉避難所の運営体制の事前整備

要配慮者の安否確認、指定避難所でのスクリーニング、福祉避難所への移送及び福祉避難所の設置・運営等の要配慮者の避難支援業務を的確に実施するため、災害救助部内に健康管理チームを設置し、庁内や協定締結法人等との連携を図ります。

7 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

(1) 訓練・研修の実施

市の防災訓練実施時に合わせ、協定締結法人等の協力を受け、福祉避難所設置・運営訓練を実施し、本マニュアルの内容の検証を行います。

また、関係団体等に対して福祉避難所に関する知識の普及啓発等の研修会等を実施します。

(2) 普及啓発

災害発生時等において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、要配慮者、地域関係者、関係団体等に対して、要配慮者対策、防災対策、福祉避難所の目的・ルール等に関する知識の普及に努めます。

第2節 協定締結法人等の取組

1 市との連絡体制の確認

協定締結法人等及び福祉避難所指定施設の施設管理者は、あらかじめ連絡担当者を決め、市との連絡体制を確認しておきます。

施設管理者又は連絡担当者に変更があった場合は、速やかに市へ連絡します。

2 福祉避難所の整備

(1) スペースの確保

施設管理者は、所管する施設ごとに福祉避難所として開設するスペースを確保しておきます。

(2) 施設の整備及び物資・器材の備蓄

施設管理者は、市と連携し、福祉避難所設置場所のバリアフリー化や冷暖房設備、情報関連機器等の整備及び福祉避難所に必要な物資・器材の備蓄に努めます。

3 職員に対する普及啓発及び訓練等の実施

(1) 訓練・研修の実施

市や地域が実施する防災訓練等において、可能な限り福祉避難所設置・運営訓練を実施するとともに、独自で行う防災訓練等においても、福祉避難所の設置・運営訓練に取り組むよう努めます。

(2) 普及啓発

災害時等における福祉避難所の円滑な設置・運営に向けて、普段から施設職員等に対して、福祉避難所の趣旨等について普及啓発を行います。

第3章 災害時における取組

第1節 市の取組

1 福祉避難所対象者の把握

(1) 指定避難所からの報告（P10 フロー図①）

災害対策本部からの指示により、各避難所管理責任者は、指定避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の対象者となる者がいるかどうかを確認し、災害対策本部に報告します。

(2) 災害救助部健康管理チームによる面談（P10 フロー図②、③）

指定避難所からの報告をもとに、災害救助部は健康管理チームに調査の指示を行います。保健師等は避難者との面談を実施し、スクリーニングシート（様式1）に基づき調査を行い、避難者の状態確認と福祉避難所の必要度を判断します。また、必要に応じて避難者名簿や市が作成した避難行動要支援者名簿等を参考にします。

なお、福祉避難所対象者の把握については、避難所開設当初だけでなく、避難所生活の状況に留意し、継続して行います。

(3) 災害救助部への報告（P10 フロー図④）

健康管理チームの保健師等は、スクリーニングシートを災害救助部に提出し、対象者が確認できた場合は、その旨を報告します。

2 福祉避難所の開設

(1) 事前確認・開設の要請（P10 フロー図⑤）

災害救助部は保健師等の調査結果を災害対策本部に報告し、福祉避難所の開設の必要性がある場合は、災害対策本部の指示を仰ぎます。

開設の指示が出た災害救助部は、協定締結法人等に対し、電話等で施設の被災状況や収容可能人数等の事前確認を行います。事前確認を踏まえ、「災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書」第2条に基づき設置・運営事業所への要請を行い、「福祉避難所開設要請書」（様式2）を提出します。

また、災害救助部は設置・運営事業所等からの相談を受け付け、必要に応じて設置・運営事業所の支援を行います。

3 福祉避難所の設置・運営に係る費用

福祉避難所の福祉機器等の供給、人的支援等設置・運営に要した費用については、市が負担します。福祉避難所における特別な配慮のために必要となる費用は下記のとおりです。

下記以外に要した費用については、県、市、協定締結法人等と協議します。

- (1) おおむね10人の要配慮者ごとに1人の生活相談員等の配置
- (2) 要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達等の器物、日常生活上の支援を行うための紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の費用
- (3) 必要となる食事、特別に必要な備品、消耗品等の費用

4 介助員等の確保

災害救助部健康管理チームは、協定締結法人等に対し、福祉避難所の設置・運営における「介助員」「宿直者」の確保の可否について協議を行い、協定締結法人等の中から要請します。

また、応援の必要等がある場合は、災害救助部内で協議し、災害対策本部受援統括班に、県等に対して介助員等の派遣を要請します。

5 必要物資の確保

災害救助部健康管理チームは、福祉避難所設置・運営事業所を所管する協定法人等と調達が必要となる物資について協議を行い、必要な場合は「福祉避難所物資依頼票」（様式3）を災害対策本部物資調整班に提出します。

ただし、福祉用具等の特殊な要望については個別に対応します。

6 福祉避難所の統廃合及び閉所

(1) 統廃合及び閉所

市災害対策本部は市内の被害状況や災害救助部の情報を総合的に判断し、福祉避難所の統廃合及び閉所について決定します。決定事項は、災害救助部に協定締結法人等に連絡するよう指示します。

避難者が撤収し、福祉避難所としての役割を終了したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖します。

また、災害救助部は福祉避難所閉所後、協定締結法人等から福祉避難所の設置・運営に要した一切の書類を受け取るとともに、保管します。

(2) 関係機関との連携

要配慮者やその家族の状態に十分に注意し、関係機関と連携を図りながら、福祉避難所の統廃合及び閉所を行います。

第2節 福祉避難所設置・運営協定締結法人等の取組

1 福祉避難所の開設

(1) 開設の決定

市災害救助部から福祉避難所の開設要請を受けた協定締結法人等は、開設の決定をするとともに、必要なスペースを確保し、これを市に連絡します。

(2) 利用者の送迎

市災害救助部から利用者の受入れの要請があった場合は、その手段について確認を行います。

原則として、移送については、利用者の家族や支援者等が行いますが、特に必要がある場合は、利用者の送迎の調整を行います。

(3) 利用者の状況・状態の把握

「福祉避難所避難者名簿」（様式4）を作成し、避難者の情報を把握できるよう、管理します。

また、「福祉避難所状況報告書」（様式5）を作成し、原則として1日に1回、市災害救助部に提出します。

2 福祉避難所の運営

(1) 食事の提供

通常の流通ルートが機能している場合や近隣の店舗等の営業がなされている場合は、協定締結法人等で食料を購入します。食事の提供に要した費用は市へ請求することができます。食事を提供した場合は「食事提供表」（様式6）を作成します。

協定締結法人等による食料の確保が難しい場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、市災害救助部へ「福祉避難所物資依頼票」（様式3）を提出してください。

(2) 物資の調達

通常の流通ルートが機能している場合や近隣の店舗等の営業がなされている場合は、協定締結法人等で物資を購入します。物資の調達に要した費用は市へ請求することができます。物資を購入した場合は、「直接支払表」（様式7）に記録するとともに、「調達物資備品台帳」（様式8）を作成し、調達物資を管理してください。

協定締結法人等による物資の調達が難しい場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、市災害救助部へ「福祉避難所物資依頼票」（様式3）を提出してください。

(3) 生活相談員の配置

おおむね10人の要配慮者ごとに1人の生活相談員を配置し、日常生活上の支援や相談業務等を行います。基本的に施設の既存の職員によるものとしますが、職員による配置が難しい場合は、市と協議します。賃金職員を雇い上げる場合に生じた実費は、市に請求します。

(4) 介助員等の確保

専門的な人材に不足がある場合は、市と協議します。市は、県・協定締結法人、ボランティア本部等に市災害時受援計画等に基づき、必要な人材を要請します。賃金職員を雇い上げる場合に生じた実費は、市に請求します。

(5) 介助員等及び宿直者の勤務状況の把握

介助員等及び宿直者の勤務状況を把握するため、「介助員等・宿直者勤務表」(様式9)を活用し、管理を行います。

3 福祉避難所における要配慮者の支援

(1) 福祉サービス等の提供

市災害救助部と協力して、要配慮者の健康状態、災害発生前に受けていた福祉サービス及び医療等について把握し、継続して受けることができるよう対応に努めます。

災害により身体的・精神的負担を受け、症状・状態が悪化する可能性もあることから、要配慮者の状態に十分注意するとともに、市と連携を図り、要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供できるよう努めます。

(2) 緊急入所等の実施

福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所及び緊急ショートステイ等により適切に対応します。

要配慮者の症状の急変等により、医療処置及び治療等が必要となった場合は、医療機関に移送します。

4 福祉避難所の統廃合及び閉所

(1) 統廃合及び閉所

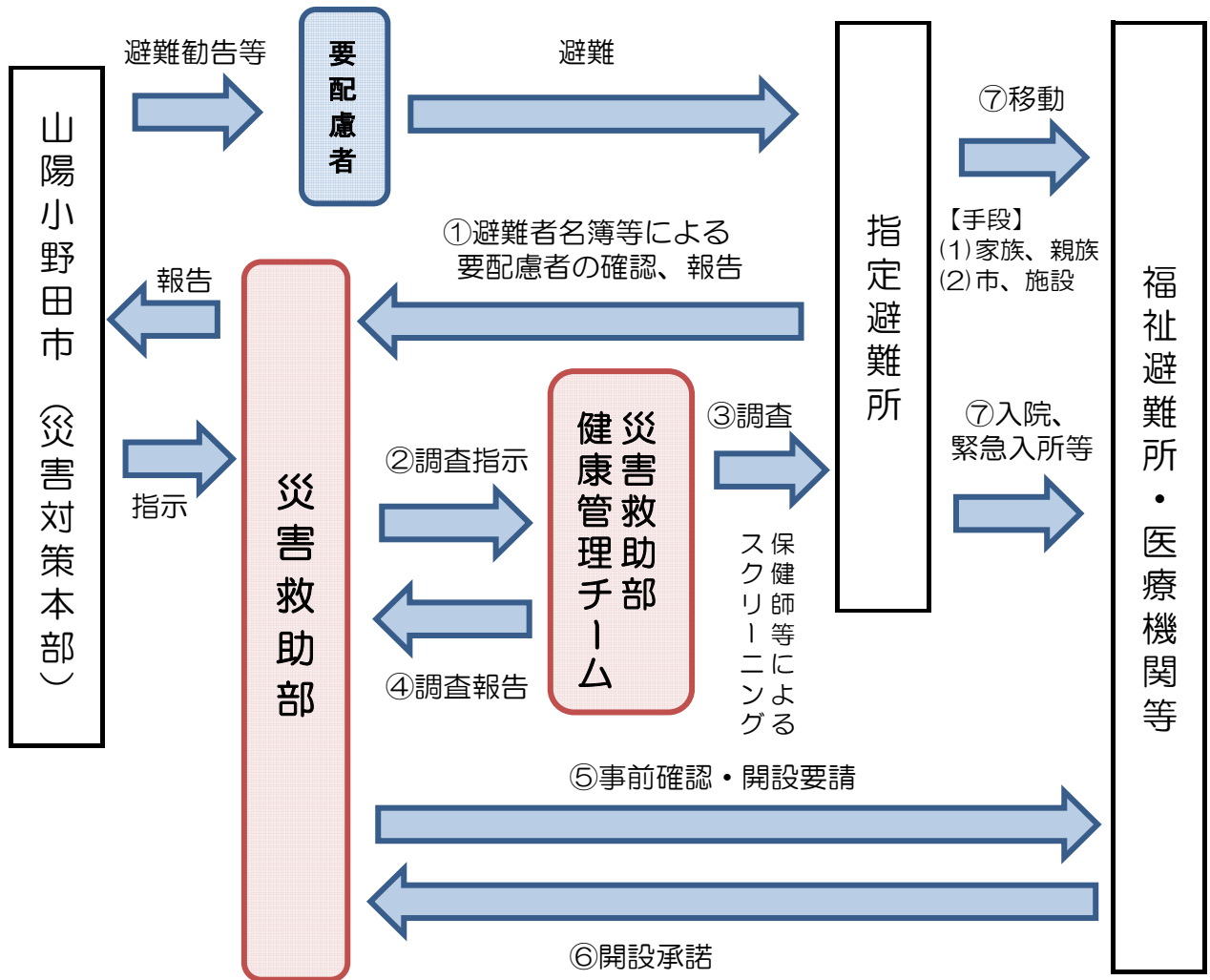
市から福祉避難所の統廃合又は閉所の連絡を受けた協定締結法人等は、福祉避難所の統廃合又は閉所を行います。

(2) 請求書等の提出

福祉避難所の統廃合又は閉所後、設置・運営に要した経費の精算を行い、様式4から様式9までのうち該当するものを添えて、「請求書」(様式10)を市に提出します。

経費について疑義が生じた場合は、速やかに市と協議します。

【福祉避難所開設までのフロー図】



<資料集>

資料1	Q&A	12
資料2	様式集	15
資料3	福祉避難所一覧	26
資料4	協定書（例）	27
資料5	関係機関緊急連絡先一覧表	30

福祉避難所の設置運営に関する Q&A

1 開設に関すること

質 問	回 答
福祉避難所を開設している間は、通常の事業は実施できますか？	<p>設定した定員分の避難者用スペースが確保され、かつ、事業に支障が生じない限り、福祉避難所を開設しながら事業を継続あるいは再開することは構いません。</p> <p>人員基準等について御不明な点は、所管課にお問合せください。</p>
開設時間帯・期間はどのくらいですか？	<p>開設時間は 24 時間となります。</p> <p>開設の始期は、災害発生後、開設の要請を受け、受入態勢が整った時となります（大規模災害の場合、おおむね3日目以降を想定しています。）。</p> <p>避難所の開設期間は、避難者数の状況にもよりますが、災害の規模によっては数か月の間に及ぶ場合も考えられます。</p> <p>このような場合は、開設期間の延長について避難所管理者と協議して決定していくこととなります。</p>

2 事業内容に関すること

質 問	回 答
避難所として必要な物資（毛布・食料・仮設トイレ等）は、事業者が用意するのですか？	<p>避難所として必要な物資は、原則として市災害対策本部へ要請し、市が調達して避難所へ輸送することとしています。</p> <p>ただし、福祉避難所を設置する事業者が食料の提供をしたり、生活必需品の支給ができるようであれば、協定締結の際に、それらについても福祉避難所業務に含めていくことを協議させていただくこととなります。</p> <p>この場合、食料や生活必需品は必ずしも事前の備蓄に限ることなく、災害発生後に普段の取引業者や近隣の店舗等から流通物資を調達していただくことも想定しています。</p> <p>また、実際に事業者が食料や生活必需品の支給をした場合には、そのための経費を福祉避難所の運営経費に含めて市が全額負担するものとします。</p>
福祉避難所の開設・管理に必要な職員は、事業者が配置するのですか？	<p>施設管理者が、施設管理をするため職員等の中から常時 1 人以上を配置してください。</p>
配置する職員の資格要件等がありますか？（看護師・ヘルパー等）	<p>福祉避難所に配置する職員は、施設管理を目的としているので特に資格要件はありません。</p>

質 問	回 答
避難所として配置する職員は何人くらいを想定しているのですか？	施設管理を目的とした当直者を想定しているため、最低1人以上の配置が必要と考えています。昼夜通して避難所管理要員として配置する必要があることから、管理職や職員による交替勤務、超過勤務などで対応するか、緊急にパート等を雇い上げるか、法人内部の他事業所等からの応援を受けるかなど、状況に応じた可能な限りの対応を想定しておく必要があると考えています。
特養の宿直者が、福祉避難所の当直を兼務することは可能ですか？	可能です。ただし、特段の事情がない限り経費の負担は発生しないことになると思われます。
災害が発生してからすぐに新たに職員を雇用することは無理だと思うが、事業者で職員を配置できない場合は、市から配置してもらえるのですか？	施設管理者側が配置に必要な職員等を確保できない場合は、福祉避難所の開設はできないと考えていますが、状況に応じて市で対応する場合があります。
福祉避難所への避難の対象者は、高齢者や障がい者等通常の避難所で生活することが難しい方だと思うが、事業者の行う管理業務の範囲は、単に鍵の管理等のみではなく、避難者への相談員及び介助員等を配置し日常生活上の支援まで行うのですか？	<p>福祉避難所の対象者は、身体等の状況や医療面でのケアの必要性から施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者と想定しています。</p> <p>また、対象者を介助する者1人についても、対象者本人とともに福祉避難所に避難させることができることとしています。</p> <p>福祉避難所の設置のねらいは、主として車いす利用者や一人で移動することが困難な方など、通常の避難所となる学校の体育館などでは段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護機能までも期待しているものではありませんが、介助員の配置が必要な状況になれば、通常の避難所と同様、市災害対策本部へ派遣要請していただくことになります。</p> <p>また、要配慮者をおおむね10人以上受け入れる場合には、被災した要援護者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整を行うための相談員1人を配置できる費用を市が負担します。</p>

3 費用に関すること

質 問	回 答
事業者が職員を配置するとした場合、開設・管理に必要な人件費等の費用は、市が負担してくれるのですか？	福祉避難所としての運営に要する費用は、人件費を始めとした実費（区分が不明確な経費は合理的な積算方法により算出された金額）を、市が全額支払うこととしています。
災害発生後、避難者が施設に来て、行政からの要請を待たずに、自主的に福祉避難所を開設した場合も、市は費用負担してくれるのですか？	避難者が福祉避難所の対象者の要件を満たしていれば、開設の時点で遡及して、要請があった場合と同様、福祉避難所と認められます。 この場合、事後速やかに、災害救助部を通じて市災害対策本部にその旨報告する必要があります。
避難者に対して、緊急入所やショートステイ等のサービスを実施した場合の費用も、市は負担してくれるのですか？	緊急入所、緊急ショートステイ等による対応で生じた費用については、介護保険制度等の福祉各法による対応となります。

4 その他

質 問	回 答
通常の避難所において、福祉避難所の対象者が振り分けられるとのことだが、それは誰がどのように行うのですか？	当該避難所に配置される行政職員の報告により、災害救助部が調査面談を実施し、福祉避難所の対象者に該当するか否かを判断することを原則としています。
災害が原因で、事業者の配置した職員にケガや死亡、障がいが残った場合、労災の適用にならないため、何らかの対応が必要となるが、その場合の補償等はどうなるのですか？	自然災害が直接の原因で死亡したり、負傷して労災の適用がない場合は、災害救助法における協力命令を受けた者に対する扶助金の支給、あるいは災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給が、一定の条件の下で可能と考えています。
福祉避難所において、止むを得ず避難者を介助していた際に、避難者がケガをした場合はどうなりますか？	福祉避難所の事業に介護までは求めていないものの、現実問題としてやむをえず行われた介助について福祉避難所の事業の一環として行われた行為であることは否定するものではありません。 事業者の正当な事業遂行に伴う利用者に対する賠償責任の有無と捉えるべきと考えますが、すでに加入している保険において対象に含まれるかどうかを、保険会社に確認してください。

スクリーニングシート

避難所名 _____

相談訪問年月日 年 ____ 月 ____ 日

作成担当者 _____

対象者氏名	男・女 (生年月日 年 月 日生 歳)			
住 所				血液型 型
聞き取りの相手	本人・家族 () ・その他 ()	避難行動要支援者登録の有無		有 無
相談内容・主訴				
障がいの有無	1 なし 2 あり 身障 () 療育 () 精神 ()			
介護認定	1 なし 2 あり ・要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5			
現在のサービスの利用状況	公的サービス 非公的サービス			
家族構成	1 ひとり暮らし 2 高齢者世帯 3 日中ひとり暮らし 4 その他 ()			
	家族関係・介護者の状況等			
身元引受人	氏名	続柄	住所	T e l
	①			
	②			
住環境	一戸建て 集合住宅 (階) 賃貸・公営住宅・給与住宅その他 ()			
	住宅の状況	全壊 半壊 その他 ()		
	家の中の状況			
	今後の見通し	見通しつかず 落ち着いたら帰る 子ども・親戚の家へ行く ()		
特に困っていること				

健康管理

	疾患名	医療機関	受診頻度	服薬	治療内容
現病歴				あり なし	
				あり なし	
				あり なし	
既往歴			年 月 日	治ゆ・	経過観察中
			年 月 日	治ゆ・	経過観察中
服薬管理	問題なし 問題あり ()				
身長	(cm)	体重	(kg)	BMI	()
口腔衛生	・問題なし ・あり ()			義歯	・なし ・あり 上 下

生活状況

A D L の状況			I A D L の状況		
移動 (歩行)	1 支障あり ()	2 困難あり ()	3 支障なし ()	掃除	1 支障あり ()
食事	1 支障あり ()	2 困難あり ()	3 支障なし ()	洗濯	1 支障あり ()
排泄	1 支障あり ()	2 困難あり ()	3 支障なし ()	買い物	1 支障あり ()
入浴	1 支障あり ()	2 困難あり ()	3 支障なし ()	調理	1 支障あり ()
整容	1 支障あり ()	2 困難あり ()	3 支障なし ()	金銭管理	1 支障あり ()
□ 麻痺 (右・左) (上肢・下肢)	□ 拘縮 (右・左) (上肢・下肢)	□ しびれ (右・左) (上肢・下肢)	□ 痛み (右・左) (上肢・下肢)	□ 筋力低下 (右・左) (上肢・下肢)	□ その他 ()
コミュニケーション	視力 ()		聴力 ()	言語障害 ()	
精神機能	1 抑うつ 2 閉じこもり 3 不安 4 依存傾向 5 認知症 6 知的障害 7 その他()				
精神状況	1 夜眠れない 2 気分がすぐれない 3 落ち着かず、じっとしてられない 4 気分が沈みがちで憂うつ				
	5 何事もやる気がしない 6 普段より疲れやすい 7 イライラし、ささいなことで腹が立つ 8 その他()				
その他特記事項					

介護予防に関する事項

今までの生活の様子	現在の生活の様子 (1日の過ごし方)
趣味・楽しみ・特技 友人や地域との関係	



調査結果	() 避難所で生活が可能。ただし、マットやポータブルトイレ、食事配慮などが必要
	() 避難所で、地域や家族の支援により生活が可能
	() 福祉避難所への入所が必要
	() 在宅でのケア・介護保険制度活用などが必要
	() 医療ケア、入院等が必要
	() その他

様式2

災害救助部⇒協定締結法人

(法人名)

様

年 月 日

福祉避難所開設要請書

山陽小野田市長

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書第2条の規定に基づき、
福祉避難所の開設について、下記のとおり要請します。

記

開設期間	年 月 日 () から		
	年 月 日 () まで		
開設施設		受入要請人数	人
その他	別添「スクリーニングシート」		

福祉避難所物資依頼票

福祉避難所 記入欄	依頼日時	年 月 日()		時	分
	依頼物品	①水 ②食料 ③物資 ④その他()			
	施設名			電話	
	住所			FAX	
				担当者名	
	No.	依頼物品名		数量	備考
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
9					
10					
連絡事項等					

災害対策本部 記入欄	受信日時	年 月 日()		時	分	
	受信者	(所属)		(氏名)		
	発注者	(所属)		(氏名)		
	No.	発注物品名		数量	発注日時	
	1				月	日() 時 分
	2				月	日() 時 分
	3				月	日() 時 分
	4				月	日() 時 分
	5				月	日() 時 分
	6				月	日() 時 分
	7				月	日() 時 分
	8				月	日() 時 分
	9				月	日() 時 分
	10				月	日() 時 分
特記事項等						

※ 1行につき1品、サイズごとに記入してください。

※ 物資調整班は、この伝票に記入し、配達・注文を要請してください。

福祉避難所⇒災害救助部

福祉避難所 避難者名簿

番号	氏名	性別	年齢	住所	入所日	退所日	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

食事提供表

福祉避難所名称			
食事単価	朝食		
	昼食		
	夕食		
年 月 日 提供分			

利用者氏名	食事（○印記入）		その他直接払により 必要となった経費	
	朝食		(品名等)	(金額)
	昼食			
	夕食			
	朝食		(品名等)	(金額)
	昼食			
	夕食			
	朝食		(品名等)	(金額)
	昼食			
	夕食			
	朝食		(品名等)	(金額)
	昼食			
	夕食			
	朝食		(品名等)	(金額)
	昼食			
	夕食			
	朝食		(品名等)	(金額)
	昼食			
	夕食			
	朝食		(品名等)	(金額)
	昼食			
	夕食			
合計	朝食	0 食	食事費用	0 円
	昼食	0 食	その他費用	0 円
	夕食	0 食	合計	0 円

直接支払表（物資関係）

福祉避難所名称	
---------	--

年 月分

購入日	品名	品番	個数	金額
合計				

※ 領収書を添付すること。

福祉避難所（保管）

介助員等・宿直者勤務表

（ 年 月 日～ 年 月 日分）

福祉避難所名

介助員等の勤務実績

勤務者は上段に押印又はサイン、下段に勤務時間数を記入してください

介助員等氏名	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16															
	①	印															
時間																	
月		17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 計															
印																	
時間																	
介助員等氏名	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16															
②	印																
	時間																
	月	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 計															
	印																
	時間																

宿直者の勤務実績

宿直者	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16															
	印																
時間																	
月	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 計																
印																	
時間																	

■ 介助員等人件費 単価 円 × 時間分 = 円

■ 宿直者人件費 単価 円 × 日分 = 円

協定締結法人(保管)⇒災害救助部(保管)

年 月 日

請 求 書

山陽小野田市長 あて

住 所
法 人 名
代 表 者 名 印

金 _____ 円

年 月 日から 年 月 日までの福祉避難所設置・運営費として

請求内訳 別添様式のとおり

福祉避難所一覧

高齢者福祉施設

施設名	所在地	施設運営者
養護老人ホーム 長生園	大字埴生 2156 番地 2	社会福祉法人 さわやか会
小野田老人ホーム	大字小野田 325 番地 2	社会福祉法人 純心聖母会
ケアタウン フクシア紫苑	大字厚狭 503 番 1	社会福祉法人 健仁会
ケアタウン あさ紫苑	桜一丁目 3 番 1 号	医療法人 健仁会
特別養護老人ホーム 長寿園	大字小野田 11324 番地 10	社会福祉法人 長寿会
特別養護老人ホーム 高千帆苑	大字有帆 662 番地 8	社会福祉法人 健寿会
特別養護老人ホーム サンライフ山陽	大字埴生 2156	社会福祉法人 山陽福祉会
老人保健施設 あんじゅ	大字小野田 3700	小野田赤十字病院

障害福祉施設

施設名	所在地	施設運営者
指定障害者支援施設 みつば園	大字小野田 11337 番地 1	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉事業団

医療機関

施設名	所在地	施設運営者
小野田心和園	大字丸河内 959 番地 2	医療法人社団 心和会

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時において、身体等の状況が介護保険施設、医療機関等に入所又は入院するには至らない程度の者で、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者及びその家族を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、要配慮者の存在を把握し、乙の施設を福祉避難所として使用しようとする際、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力要請するものとする。

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営に当たっては、第5条に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者の相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状態の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号及び第4号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が解消するまでの期間のうち、甲が必要と認める期間とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談員等に要する人件費
- (2) 要配慮者及びその家族に要する食費（災害救助法施行令第3条第1項で定める基準による）
- (3) 要配慮者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具（ポータブルトイレ、ベッド等）の借り上げに係る費用
- (4) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等

の購入費用

2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営に要した費用で甲が認めるもの

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）等に対し協力要請を行うものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第7条 甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者及びその家族について、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報保護)

第8条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

(甲) 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 所在地

名称

代表者職氏名

別記様式（第3条関係）

**福祉避難所の設置運営に係る介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出**

福祉避難所施設名	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）	
・日勤（日給・時間給）	_____円/（日・時間）
・夜勤（日給・時間給）	_____円/（日・時間）
・宿直	_____円/回
(2) 要配慮者等に要する食費	
・朝食	_____円/食
・昼食	_____円/食
・夕食	_____円/食
（計）	_____円/日
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用	
・実費相当額	

宛先

山陽小野田市長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

関係機関緊急連絡先一覧表

1 市役所関係

部署	電話	FAX
山陽小野田市役所（代表）	82-1111	83-2604
総務部危機管理室	82-1122	83-2604
福祉部社会福祉課	82-1174	81-5695
福祉部高齢福祉課	82-1171	83-9082
福祉部地域包括支援センター	82-1149	82-1138
福祉部障害福祉課	82-1170	82-1210

2 消防・警察関係

部署	電話	FAX
火災・救急・救助	119	
小野田消防署	83-0119	83-0233
山陽消防署	71-0119	71-1280
犯罪・事故	110	
山陽小野田警察署	84-0110	
厚狭幹部交番	72-0110	

3 生活関連機関

部署	電話	FAX
山陽小野田市水道局	83-4111	
中国電力(株)宇部営業所	0120-613-277	
ガス会社：（ ）		
電話会社：（ ）		

4 その他

部署	電話	FAX
災害伝言ダイヤル	録音：171+1+使用する電話番号	
	再生：171+2+使用する電話番号	